令和3年第2回基山町議会(定例会)会議録(第1日)																
招集年月日	令和3年6月4日															
招集の場所	基山町議会議場															
開閉会日時	開会	会 令和3年			三 6 月 4 日 9				時 30分			重	松	_	徳	
及び宣告	散会	令	和 3 年	三6月	4	1	1	1時3	0分	議	長	重	松	_	徳	
応 (不応)	議席 番号 氏			名			席等 別	議席 番号		氏		名		出の	席等別	
招議員及び	1番	中	村	絵	理		出	8番	Ĭ	可	野	保	久		出	
出席並びに	2番	天	本		勉		出	9番	ļ	河	飼	勝	美		出	
欠席議員	3番	松	石	健	児		出	10番	7	大	Щ	勝	代		出	
出席12名	4番	大	久保	由美	<b></b>		出	11番	Į I		Ш	義	則		出	
欠席0名	5番	未	次		明		出	12番	<b>t</b>	公	石	信	男		出	
(欠員1名)	6番	桒	野	久	明		出	13番	Ē	重	松	_	徳		出	
会議録署		11番		L JI		義	則	12番	Ť	松	: 石	: 信	i	男		
職務のため議場に 出席した者の職氏名			(事務局長) 井 上 克 哉				(係長) 長 野 周			次		(書記	) 添		紫	
	町		長	松	田	_	也	まち	づく	り部	長	井	上	信	治	
	副	町	長	酒	井	英	良	定住	促進	生 課	長	Щ	田		恵	
	教	育	長	柴	田	昌	範	建	設	課	長	古	賀		浩	
地方自治法	総務な	) 画	課長	熊	本	弘	樹	会言	十管	理	者	寺	﨑	博	文	
第121条 第1項に	財 政	計	果 長	平	野	裕	志	教育	学習	引課	長	今	泉	雅	己	
より説明の	税務	記	果長	酒	井	智	明	福礼	上課	参	事	中華	半田	文	明	
ため出席	住 民	記	果 長	毛	利	博	司	こど	も課係	と 育 園	園長	佐	藤	定	行	
した者の職 氏 名	健康均	曽進	課長	藤田		和	彦	産業振興		課参	事	山	本	賢	子	
	福 祉	: 彰	果 長	吉	田	茂	喜	まちづ	くり課	とと と と と と と と と と と と と と と と と と と と	館長	城	本	直	子	
	こど	£	課 長	亀	Щ	博	史	建設	设 課	参	事	権	藤	貞	光	
	産業扱	長興	課長	栁	島	_	清									
議事	義 事 日 程				別紙のとおり											
会議に付し		別紙の	りとお	3 9												
会 議 の	別紙のとおり															

# 会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		各常任委員会の所管事務調査報告
日程第5		一般行政報告
日程第6		教育行政報告
		提案理由説明
日程第7	議案第18号	第5次基山町総合計画基本計画の変更について
日程第8	議案第19号	基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
		関する基準を定める条例の一部改正について
日程第9	議案第20号	基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
		る条例の一部改正について
日程第10	議案第21号	基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改
		正について
日程第11	議案第22号	県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一
		部改正について
日程第12	議案第23号	基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正につ
		いて
日程第13	議案第24号	令和3年度基山町一般会計補正予算(第3号)
日程第14	議案第25号	令和3年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第15	議案第26号	令和3年度基山町下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第16	報告第2号	基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第17	報告第3号	基山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第18	報告第4号	基山町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第19	報告第5号	基山町土地開発公社の事業報告について

### ~午前9時30分 開会~

### 〇議長(重松一徳君)

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしま した。

ただいまから令和3年第2回基山町議会定例会を開会します。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

### 〇議長(重松一徳君)

日程第1.会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、品川義則議員と松石信男議員を指名します。

### 日程第2 会期の決定

### 〇議長(重松一徳君)

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から11日までの 8日間と決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## 〇議長 (重松一徳君)

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

#### 日程第3 諸般の報告

#### 〇議長(重松一徳君)

日程第3. 諸般の報告を行います。

令和3年第2回定例会諸般の報告。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査については、同条第3項の 規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほ どお目通しをお願いいたします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和3年3月29日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会定例会が開催され、品川議員、 桒野議員、大久保議員が出席しました。 次に、令和3年4月23日に三養基郡町村議会議長会総会が開催され、議長が出席しました。 次に、令和3年5月25日に佐賀県町村議会臨時総会及び議長会議が開催され、議長が出席 しました。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

### 〇議長(重松一徳君)

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。 最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。末次総務文教常任委員長。

#### 〇総務文教常任委員長(末次 明君)(登壇)

皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会所管事務報告書。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

記

### 1 調査事項及び調査期日

- (1)防災倉庫について
- (2)総合公園多目的運動場西側休憩所について
- (3)総合公園多目的運動場の管理について

概要説明及び現地視察、令和3年5月11日火曜日

#### 2 調査結果

基山町においては、近年、豪雨災害が増加傾向にあり、防災用備品の種類、保有量も増えている。コロナ禍の中では、より安心・安全な防災用備品を保有することが求められており、新設の防災倉庫の現地確認を行った。

また、健康づくりで多目的運動場を利用する町民も増えており、競技の観覧席としてだけでなく、利用者の休憩所、避難所として、多目的運動場西側斜面に新設された休憩所の現地視察を行った。

#### (1)防災倉庫について

令和3年4月から運用開始となった町民会館東側の防災倉庫は、視察時は空のラックに今 後搬入する防災備品の名前が表示され、豪雨発生時期前の5月末までに搬入するとの説明を 受けた。この事業は、新たな災害対応スタイル構築事業として、新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金を活用し、建物は設計を含め2,190万3,200円の事業費で、外装も含め頑丈にできている。

総務企画課からは、今後は庁舎4階の乾パンや飲料水などの備蓄食料品倉庫(人口の5%の1日分)、消防署基山分署横の水防倉庫を使い分けしていくことと、災害発生後は、国県からの補給を受け入れていく対応も整えており、各民間企業と災害時の協定を結んでいるとの説明を受けた。

当委員会としては、基山町の防災に対する取組を、「防災備品一覧」、「運用方法及び今後の計画」、「民間企業との協定一覧」について明確に町民に示して安心していただくとと もに、町民の要望を聴き検討するよう提案した。

#### (2)多目的運動場西側休憩所について

休憩所は、多目的運動場利用者に対し、運動中に起こる熱中症や急な雷雨等、様々な気候変化に対応できる屋根つき施設である。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、施工面積129.21平方メートルの鉄骨造りで、休む部分はコンクリート5段の階段式形状となっている。また、台風や地震にも耐えられるよう、頑丈な構造になっている。

総合公園多目的運動場は、日頃から町内の保育園、幼稚園、小中学生やスポーツ団体も利用しており、避難所としての役割も果たしているとの説明を受けた。

当委員会としては、施設を広く町民に広報するとともに、総合管理計画、整備計画は、各課からの意見を聞きながら、経費面を考慮して公共施設の整備を行うよう要請した。

#### (3)総合公園多目的運動場の管理について

総合公園多目的運動場としての機能を十分に発揮し、町民に親しまれる公園としなければならない。そのためには、幼児から高齢者までが使い勝手のよい施設とするとともに、周辺住民への配慮、そして利用者のマナー向上を推進しなければならない。

当委員会としては、公園内トイレの手すりの設置を要望するとともに、グラウンド砂じん の飛散と植栽の落ち葉対策、公園、グラウンド利用団体のマナー遵守を徹底するよう提案し た。

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

#### 〇議長 (重松一徳君)

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。松石健児厚生産業常任委員長。

#### 〇厚生産業常任委員長(松石健児君) (登壇)

厚生産業常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

記

### 1 調査事項並びに調査期日

(1)令和2年度の林道災害状況について(令和3年5月18日)

現地視察及び概要説明を受けました。

### 2 調査結果

基山町では、令和2年7月4日から7日にかけて九州地方で発生したゲリラ豪雨(令和2年7月豪雨期間中)により、同月5日から10日にかけて、一の坂・河内線、岩坪線など、11件の林道被害が発生しました。

被害発生時から復旧事業の経過説明を受けるとともに、現地視察を行い、その被害状況と 復旧事業の進捗状況などを確認いたしました。

復旧事業に関し、11件中5件は、国・県林道災害復旧事業で激甚災害の指定を受け、2件は工事が現在進行中であります。他の6件については町単独による林道修繕事業となっており、うち2件が本年度への繰越事業として未着工であります。

そこで、着工に当たって、復旧工事規模が大きな箇所は、請負業者を細分化することができないのかただしたところ、国の基準で被害箇所が150メートル以内は、経費削減と工期短縮の観点から1業者にまとめることを原則としている。ただし、場所が離れ、工事箇所が複数になる場合は、林道の早期開通を目指し、それぞれに工事発注を分散しているとの説明を受けました。

地権者の森林作業道まで町で整備できるのかただしたところ、森林の手入れや間伐など、 健全な状態を維持していくためには、森林作業道の整備は欠かせない。同整備については、 造林事業の一環として、町で補助を行っているとの説明を受けました。

森林の管理不足が災害を誘引する原因の一つにもなることから、今後は森林環境譲与税などを有効に使い、地権者への森林整備の啓発などを行うことが必要ではないのかただしたところ、既に森林の全体像は把握している、高齢化や林業の担い手不足などの状況を鑑み森林環境譲与税を森林管理に活用していく予定である。佐賀県東部農林事務所と協議し、今年度から約15年単位で森林地区を分け、まず園部地区から着手していこうと考えている。また地権者へのアンケートなどを実施しながら意向を確認しつつ現地調査を行い、間伐などの推進

をしていきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、今後も想定を超える豪雨などにより、森林が被災する可能性は十分考えられる。未完了の工事については、計画どおりの進捗を図り、雨水が路肩を侵食しないよう側溝の定期的な清掃を行うとともに、地権者への森林管理の啓発及び森林環境譲与税などの有効な活用計画を立て、今後の防災減災へつながる切れ目のない管理を行うよう提案いたしました。

以上で厚生産業常任委員会の報告を終わります。

#### 日程第5 一般行政報告

#### 〇議長(重松一徳君)

日程第5.一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

#### 〇町長(松田一也君) (登壇)

皆さんおはようございます。

本日は、令和3年第2回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、まず「第5次基山町総合計画基本計画の変更について」、条例案件が「基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」外4件、補正予算案件が「令和3年度基山町一般会計補正予算(第3号)」外2件となっております。また、報告事項として、「基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」外3件をお願いいたしております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、変異株の拡大や医療提供体制の逼迫状況が悪化したことから、政府は4月25日に東京、京都、大阪、兵庫の4都府県に対し、3度目の緊急事態宣言を発令しました。その後、変異株による感染が広がったことから、5月12日に愛知、福岡の2県、5月16日に北海道、岡山、広島の3道県、5月23日には沖縄県が緊急事態宣言の対象区域に追加されました。

期間につきましては、沖縄県を除き5月31日までとされておりましたが、9都道府県につ

いては、期間を6月20日まで延長されました。現在、新規感染者数は全体として減少傾向となっていますが、医療体制が依然、逼迫しており厳しい状況となっております。

また、まん延防止等重点措置につきましては、4月5日に宮城、大阪、兵庫の3府県に初適用され、現在は、群馬、熊本、石川の3県が6月13日まで、千葉、埼玉、神奈川、岐阜、三重の5県が6月20日まで対象区域とされています。

佐賀県では、変異株の影響により、4月中旬以降、1日の感染確認が2桁に増加し、20人台、30人台という日が続きました。5月に入ってからは、若い世代を中心に感染が拡大し、7日に60人、8日には75人と2日続けて過去最多を更新しました。感染者の増加により病床使用率が上昇し、医療現場が逼迫する状況になったため、1月以来2回目となる県独自の医療環境を守るための非常警戒措置を5月7日から実施されております。

その後、5月28日には42日ぶりに感染者数が1桁となり減少しておりますが、病床使用率が30%台となっているため、医療環境を守るための非常警戒措置を6月5日まで延長されております。

本町では、5月に入り新規感染者数が26人と増加傾向となり、感染者が延べ72人となりました。このため、基山町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、感染者の増加及び福岡県が緊急事態宣言区域となるため、町民会館等の公共施設の利用制限を決定し、5月10日から実施しております。新規感染者につきましては、5月28日以降は確認されておりません。

町民の皆様方には、今後も気を緩めることなく、3密を避けていただくとともに、手洗い、 手指消毒、うがい、マスクの着用を守っていただくなど、徹底した感染防止対策をよろしく お願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

本町では、ワクチン接種は、まずは年度年齢65歳以上の高齢者へ4月25日から、きやま鹿 毛医院において集団接種を開始し、5月24日から町内の7医療機関において個別接種を開始 しました。

7月末までの予約状況は、対象高齢者数5,729名に対し、接種予約数4,859名、84.8%となっています。

ワクチン接種につきましては、高齢者を7月末までに終了し、同時に7月中旬から16歳以上の基礎疾患を有する方、高齢者施設の従業員の方、60歳から64歳の方、これに加えて子供

たちを守る必要があることから町内の学校及び保育園等の先生、保育士等の関係者へ接種することとしております。16歳以上の方についての接種は8月以降を予定しております。

この行政報告には間に合っておりませんが、付け加えさせていただきます。

なお、12歳以上にワクチンの適用年齢が引き下げられましたので、その対応準備にも既に 入っているところでございます。

また、ワクチン集団接種の際に利用できる巡回バスを4月25日から運行し、5月末現在で67名の方に御利用いただいております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連給付金についてでございます。

ひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当の対象児童1人当たり1万円を支給いたします児童扶養手当世帯支援給付金につきましては、1回目が125世帯、195名の児童を対象として195万円支給しました。2回目につきましては、135世帯、209名の児童を対象として209万円支給しました。

住民税非課税世帯のうち中学生以下のお子様がいる世帯や生活保護受給世帯などの支援をするため1世帯当たり8,000円または1万円を支給いたします生活支援福祉給付金につきましては、5月末現在、239世帯の方に230万円支給しています。

特別定額給付金の対象にならない4月28日以降に生まれたお子さんに5万円を支給いたします新生児特別定額給付金につきましては、5月末現在、110名の方に550万円を支給しています。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業者等支援についてでございます。

経済的影響が大きい小規模事業者への中小企業者事業継続緊急支援金につきましては、5 月末現在で1回目の給付が190件、総額2,482万3,000円、2回目の給付が99件、総額1,289万 9,000円、3回目の給付が49件、総額685万円の交付を行っているところです。

また、本町で認定を行っております中小企業信用保険法に基づく保証制度につきましては、 5月末現在でセーフティネット保証4号認定が224件、セーフティネット保証5号認定が54 件、危機関連保証認定が26件となっています。

令和3年度につきましても、消費喚起による経済活性化を目的に取り組むプレミアム付商 品券につきましては、発行総額1億300万円分を発売することとしております。

商品券の事前申込み受付を5月20日まで行い、2,797件の申込みがありました。6月5日から引換え販売を行う予定としております。

次に、消防団関係についてでございます。

基山町消防団恒例の入退団式を4月4日に基山町総合体育館で実施しました。本町消防団は、町民の方々の御協力により、19名の退団者に対し、8名の新入団員と3名の支援団員が新しく仲間に加わっていただきました。

次に、防災パトロールについてでございます。

5月25日に雨期を前にした防災パトロールを関係機関と実施し、危険箇所等の状況把握を 行いました。今後も雨期等の災害対応に万全を期してまいります。

次に、基山町まちづくり基金事業についてでございます。

本事業は、まちづくり基金を活用し、町民の参画と創意工夫による、まちづくり活動を推進していくため、町内で活動するまちづくり団体が行う事業に対して補助金を交付するものです。

今年度は、新規申請3件、継続申請13件の16団体に補助金を交付し、活動を支援してまいります。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

定住促進事業の子育で・若者世帯の住宅取得補助金につきましては、令和2年度の利用実績が54件、今年度の利用件数は5月末まで26件となっております。

結婚新生活支援補助金につきましては、令和2年度の申請実績が6件となっております。

移住体験住宅事業につきましては、小倉と宮浦の2棟を運営しており、令和2年度に合わせて8件、18名の方が利用されました。今年度は5月末時点で2件、6名の利用がありました。

町内の空き家等を利活用する「すまいるナビ」につきましては、5月末の登録状況が、空き家の提供者4件、空き家の利用希望者6件となっています。

次に、きやま門前市についてでございます。

大興善寺のつつじの見頃に合わせて、4月24日に基山町産業振興協議会主催による第7回 きやま門前市が大興善寺駐車場で開催され、町内外から25件の出店者と約900人の来場者で にぎわいました。前回から1年半ぶりの開催となりましたが、コロナ禍の状況でも感染防止 対策を十分に行いながら、恒例のイベントが実施できたことは、出店者、来場者の喜びにつ ながりました。今後も町内の特産品の物販イベントとして定着するよう支援してまいります。 次に、JR九州ウォーキングについてでございます。 春の基山町を巡るJR九州ウォーキングが、きやま門前市と同日の4月24日に開催されました。今回は671名の参加があり、JR基山駅から大興善寺を周遊する約11キロのコースでは、随所で町内の事業者やボランティア団体などの皆様に「おもてなし」の御協力をいただきました。また、本コースでの独自の取組として、交通系ICカードを活用したポイントラリーも実施し、コース上の店舗等への立ち寄りのきっかけづくりを行いました。

次に、生涯スポーツについてでございます。

5月10日に東京2020オリンピック聖火リレーが基山町をスタートとして開催されました。 スタート前には、聖火リレーが無事に終わることを祈念し、御神幸祭の鉦風流を西長野地区 の皆様に演奏していただきました。また、聖火リレーコース上には多くの観覧者がありまし たが、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に取っていただき、無事に終了することがで きました。

次に町内保育所等の入所状況についてでございます。

保育所入所状況につきましては、5月1日現在で、基山保育園213名、たんぽぽこども園128名、基山バディ認定こども園128名、小規模保育事業のちびはる保育園16名、Chibiharu ZERO-TWO16名となっています。

待機児童については現在ございません。

次に、家庭用合併浄化槽の設置及び維持管理補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水を併せて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付しています。募集を4月5日から行い、現在5人槽が2件、7人槽が2件、計4件の申込みがありました。今後も家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助について、募集を行ってまいります。

令和2年度から公共下水道の供用区域外に設置されている家庭用合併浄化槽の維持管理費用の一部に対し補助金を交付しています。5月末現在、清掃費等維持管理補助167件、機械器具等修理補助2件の申込みがありました。今後も合併浄化槽の適正管理について、周知を図ってまいります。

次に、「えきしたラウンジ」についてでございます。

おもてなしの向上を図るため、本町の玄関口であるJR基山駅にビジターセンターの整備を進めてまいりました。階段下の未利用スペースを活用した整備が終了し、おもてなしスペースとして「えきしたラウンジ」を設置いたしました。既に、来訪者やJR基山駅を利用さ

れる方に待合所として多く利用いただいております。

今後も、情報発信やくつろぎ空間の創出を行い、交流増進や町内観光の促進を図ってまいります。

次に、下水道工事についてでございます。

下工2補第3号基山ニュータウン処理場非常用自家発電設備更新工事につきましては、令和3年3月30日から令和3年9月30日までの工期で、株式会社昭和電設工業が1,804万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は、40%でございます。

次に、図書館についてでございます。

基山町立図書館は、4月で開館5周年を迎えました。5周年記念イベントを3月28日に読書の丘で計画しておりましたが、あいにくの雨となり玄関横の軒下やテントを設営して開催しました。イベントは、トッコラートさんのコンサートや、まぁまぽけっとさんによる絵本の読み聞かせを行いお楽しみいただきました。手をつなごう図書館の会による開館5周年記念品の配布も大好評でした。

図書館利用につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として5月11日から入館を 基山町民と佐賀県内にお住まいの方とし、利用者の安心・安全に努めております。また、昨 年から引き続き返却本の消毒も行っております。

今後も知・学・交流の拠点として、魅力ある、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指して邁進してまいります。

次に、寄附の報告についてでございます。

基山町テニス協会様より、4月13日に硬式テニスネット2張、全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部様より、6月3日に顔認証体温計2台、検温案内兼消毒液ポンプスタンド2台の寄附がありましたので受領いたしました。

また、佐賀東信用組合様より、5月13日に1万円、まち・ひと・しごと創生に関する連携 協定書に基づき、子育てに係る事業への寄附がありましたので受領いたしました。

次に、企業版ふるさと納税の報告についてでございます。

令和2年度に8社の企業より8件、225万円の寄附をいただきました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

5月末現在で、8,196件、1億2,303万円の寄附申込みをいただいております。

昨年の同時期と比較しますと、件数では12.8%の減、金額では17.6%の減となっておりま

す。

以上をもちまして、一般行政報告を終わらせていただきます。

### 日程第6 教育行政報告

#### 〇議長(重松一徳君)

日程第6.教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

#### 〇教育長(柴田昌範君)(登壇)

皆さん、おはようございます。

それでは、早速ではございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

学校行事関係では、3月の卒業式と4月の入学式については、新型コロナウイルス感染症対策として、規模の縮小や時間短縮、参加人数の制限などの対策を行って実施しました。

昨年度は、家庭訪問を新型コロナウイルス感染症拡大防止の視点から中止しましたが、今年度は玄関先で距離を取り短時間で3校とも実施しました。

授業参観についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を行った上で、小学校2 校が4月16日、基山中学校が5月7日に実施をしました。

全国学力・学習状況調査は、5月27日に小学校6年生及び中学校3年生を対象にして全国一斉に実施されました。

中学校の体育大会につきましては、5月29日土曜日に午前中開催で、中学校3年生保護者のみの参観という形で実施しました。

小学校の土曜授業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加が見られ たことから中止といたしました。

基山小学校、若基小学校の5年生が宿泊体験学習へ行く予定としておりましたが、いずれも5月末に福岡県方面での実施予定でしたので、新型コロナウイルス感染症の感染者数拡大傾向にあったことから、秋に延期を決定したところです。

次に、昨年度整備しましたGIGAスクール構想に対応した「1人1台タブレット端末」 及び「高速ネットワーク」については、全ての小中学校で活用を始めたところです。

夏休みには、タブレット端末の持ち帰り学習ができるように、通信環境整備のための調査 を実施し、今後準備していきます。あわせて、放課後児童クラブの通信環境整備も行ってお り、今後、学校と連携して事業を実施してまいります。 次に、学校関係工事についてでございます。

若基小学校校舎大規模改造工事(体育館トイレ)実施設計・管理業務委託につきましては、 令和3年3月30日から令和3年11月12日までの工期で、有限会社EN設計事務所が162万8,0 00円で請け負い、施工しております。現在、出来高は40%でございます。

次に、文化財関係事業についてでございます。

3月29日に、基山町文化財保護審議委員会を行い、御神幸祭と園部くんちについて、町重要無形民俗文化財指定について答申をいただいたところです。今後、町民への周知に努めてまいりたいと考えております。

昨年度、小倉古寺地区の住宅開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施しました。今年度は、 その調査によって確認、出土した遺構・遺物の整理作業を行います。

整理作業の方法は、土器などの接合作業を行い、遺構図面の整理を行うとともに、遺跡の 内容をまとめ、基山町文化財報告書として刊行いたします。

基肄城水門周辺の災害復旧工事が令和2年度完了いたしました。これによって、水門における安全な見学が確保できるとともに、水門東側から基肄城内へのアクセスが復旧し、主要遺構を巡る史跡巡りコースでの見学も可能になっております。

最後に、寄附の報告についてでございます。

基山町ゴルフ協会様より、4月16日に4万5,000円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので受領いたしました。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

#### 日程第7~19 議案第18号~議案第26号、報告第2号~報告第5号

### 〇議長(重松一徳君)

日程第7. 議案第18号から日程第15. 議案第26号まで、日程第16. 報告第2号から日程 第19. 報告第5号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

#### 〇町長(松田一也君)(登壇)

それでは、令和3年第2回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を 申し上げます。

今回は、第5次基山町総合計画基本計画の変更及び条例案件5件、予算案件が3件、報告 事項4件を上程いたしております。 それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第18号 第5次基山町総合計画基本計画の変更についてでございます。

第5次基山町総合計画は、平成28年度から令和7年度を目標年度とする10か年の計画で、中間年度に当たる令和2年度において中間検証を実施し、検証に基づき計画を変更するに当たり、地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第19号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営 に関する基準の一部改正に伴い、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第20号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正についてでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第21号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の改正に伴い、新たに重度精神障害者を 医療費の助成対象者とするため、基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例を改正 するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第22号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正についてでございます。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、防災重点農業用ため池に指定された亀の甲ため池の防災減災を図る改修工事の実施に伴い、事業区分に 応じた分担率を設定する必要があるため、県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関す る条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第23号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでご ざいます。

基山町営駐車場の利用について、駐車制限を明確にし、駐車場の適正な管理を図るため、 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第24号から議案第26号までは、令和3年度各会計の歳入歳出補正予算について でございます。

議案第24号 令和3年度基山町一般会計補正予算(第3号)につきましては、今回、補正 予算として、2億612万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせます と、一般会計予算総額は、歳入歳出とも75億3,269万8,000円となります。

補正予算の主なものを申し上げます。

まず、地方創生推進交付金事業でございます。「恋人の聖地」デジタル・シティプロモーション事業の採択を受けましたので事業費の増額をお願いするものです。補正額は、3,796万4,000円の増額でございます。

次に、交通安全施設工事でございます。町道長野1号線及び長野2号線のカラー舗装や水路蓋かけなどの事業費の増額をお願いするものでございます。補正額は、2,750万5,000円の増額でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、低所得の子育て世帯を支援する ための生活支援特別給付金事業の増額をお願いするものでございます。補正額は、1,607万 円の増額でございます。

次に、予防費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用の増額をお願いするものです。補正額は、4,090万3,000円の増額でございます。

次に、基山小学校の教室数を増やすための改修を行う校舎大規模改造事業の増額をお願いするものです。補正額は、6,435万3,000円の増額でございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第25号 令和3年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、

今回、補正予算として35万3,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも20億2,617万3,000円となります。

なお、補正予算の内容は、人事異動によります職員人件費等による増額でございます。

議案第26号 令和3年度基山町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、今回、補正予算として、7,187万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと予算総額は、9億5,610万2,000円となります。なお、補正予算の内容は、工事費等による増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

最後に、報告事項についてでございます。今回は4件でございます。

報告第2号が、基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

報告第3号が、基山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

報告第4号が、基山町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

報告第5号が、基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき御可決いただきますようお願い いたします。

### 〇議長(重松一徳君)

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。ここで10時30分まで休憩いたします。

~午前10時20分 休憩~

~午前10時29分 再開~

### 〇議長(重松一徳君)

休憩中の会議を再開します。

これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第18号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

#### 〇総務企画課長(熊本弘樹君)

それでは、議案第18号 第5次基山町総合計画基本計画の変更について詳細説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

第5次基山町総合計画は、平成28年度から令和7年度を目標とする10年間の計画で、中間

年度に当たる令和2年度において中間検証を実施し、検証に基づき計画を変更するに当たり、 地方自治法第96条第2項による基山町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定によ り議会の議決を求めるものでございます。

今回の第5次総合計画の基本計画の変更につきましては、令和2年5月から庁内の総合計画策定プロジェクトチームにより検証を行い、アンケート調査を実施し、原案を策定しております。この原案を総合計画審議会により御審議いただき、本年2月2日に答申をいただいております。

今回の変更は、社会情勢の変化や町民満足度調査の結果、中間検証報告書など総合的に検 討を行い、「高齢者支援」、「防災」、「健康・医療」についての取組の強化を図るため、 基本計画の具体的な施策に3つの施策を追加し、1つの施策の修正を行っております。

施策の追加、修正につきましては、議案資料にて御説明させていただきます。

議案資料2ページをお願いいたします。

今後、ますます一人暮らしの高齢者世帯が増加していく中で、一人暮らしとなっても自立した在宅生活を安心して地域で暮らすことができるような取組が喫緊の課題となっていることから、4. 安心安全+idea(2)高齢者支援①安心できる高齢者支援に、「一人暮らし高齢者の実態把握と適切なサービスの提供を実施し、地域で安心して自立した在宅生活をおくることができるよう取り組みます」を追加させていただいております。

次に、新型感染症の発生、国内感染が懸念され、発生拡大した際に、迅速かつ適切な対応 対策を取れるような日頃からの備えが重要となっていることから、4. 安心安全+idea(4)健 康・医療②地域医療体制の充実の「町民一人ひとりが健康を守るために、感染症予防などに 関して適切な行動が取れるよう正しい知識の普及・啓発を行います」の次に「また、新型感 染症をはじめとした様々な感染症に対して迅速で適切な対応・対策が取れるよう備えます」 を加えております。

次に、近年、豪雨災害や台風被害は激甚化しており、大規模災害の発生に備えた町民の防災意識と防災知識向上の取組や避難所の充実が重要となっていることから、4. 安心安全+idea(5)防犯・防災②防災体制の強化に「防災意識の啓発活動や防災教育を実施します」及び「様々な状況に応じた避難所運営を行います」を追加させていただいております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜わりますようお願い申し上げます。

#### 〇議長(重松一徳君)

次に、議案第19号、議案第20号の詳細説明を求めます。亀山こども課長。

#### 〇こども課長(亀山博史君)

議案第19号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書の2ページを御覧ください。

令和3年3月31日付で内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されましたので、関連する本条例の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第42条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加えるものでございます。

議案資料10ページ、11ページを御覧ください。

今回の改正について、条例改正の概要並びに新旧対照表を議案資料として提出させていただいております。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、基山町における特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

今回、国が行いました改正は、文言を適切なものに改める改正でありまして、本町の基準 や条例の解釈に影響が出るものではございません。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上、御説明を終わります。よろしく御審議賜わり御可決いただきますようお願いいたします。

#### 〇議長 (重松一徳君)

続けて、議案第20号まで。

### 〇こども課長(亀山博史君)

続きまして、議案第20号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

議案書の3ページを御覧ください。

令和3年4月1日付厚生労働省令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、関連する本条例の改正を行うものでございます。

改正内容は、基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第 1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第 1号」を加えるというものでございます。

議案資料の12ページ、13ページを御覧ください。

今回の改正について、条例改正の概要並びに新旧対照表を議案資料として提出させていただきました。

本条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、基山町における家庭的保育事業 や小規模保育事業の設備及び運営に関する基準を定めているものでございます。

今回、国が行いました改正は、文言を適切なものに改める改正となり、本町の基準や条例 の解釈に影響が出るものではございません。

なお、この条例につきましては公布の日から施行することとしております。

以上御説明を終わります。よろしく御審議賜わり御可決いただきますようお願いいたしま す。

### 〇議長 (重松一徳君)

次に、議案第21号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

#### 〇福祉課長(吉田茂喜君)

それでは、議案第21号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について説明をいたします。

議案書4ページと議案資料の14ページ、15ページをお願いいたします。

資料の14ページのほうで御説明をいたします。

資料14ページ、1、条例改正の理由といたしまして、この条例の改正につきましては、佐 賀県重度心身障害者医療費助成費補助金交付要綱の改正を受けまして、重度心身障害者医療 費の助成対象者の範囲を拡充するものでございます。

2の条例の改正内容(1)対象者の改正(第3条)の改正としまして、改正前、令和2年度までは重度身体障がい者、重度知的障がい者、重複障がい者を対象としておりましたが、改正後、令和3年度からはこの対象者に新たに重度精神障がい者を加えることといたします。

(2)助成の制限の改正(第5条)の改正では、重度精神障がい者の医療費助成につきまして、 精神病床への入院費用については対象外とすることを規定いたします。

対象となる医療費は、精神科への通院、精神科以外への通院費用と一般病床への入院費用

が対象となります。

3の施行期日につきまして、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することと しております。4月に遡りまして、それ以降の医療費から対象といたします。

詳細説明につきましては以上になります。よろしく御審議賜わりますようお願い申し上げます。

### 〇議長 (重松一徳君)

次に、議案第22号の詳細説明を求めます。柳島産業振興課長。

### 〇産業振興課長 (柳島一清君)

それでは、議案第22号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書の6ページをお願いいたします。

この条例につきましては、土地改良法第91条第3項の規定に基づく分担金、いわゆる地元 受益者の負担金の徴収について必要な事項を定めたものでございます。

この条例の改正につきましては、現在、町で進めております亀の甲ため池の改修工事の事業について、本年度が実施設計、来年度が工事を予定しておりまして、それに先立ち、事業経費において地元の受益者が負担する分担金の軽減に向けてこの条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、条例の第2条において、分担金の総額は事業区分ごとに町の 負担金に別途で定める分担率を乗じて得た額とすると定めてありまして、その別表を改正す るものでございます。

続きまして、議案書7ページをお願いします。

条例改正の提案理由としましては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)、いわゆるため池特措法に基づきまして、防災重点農業用ため池に指定された亀の甲ため池の防災減災を図る改修工事の実施に伴い、事業区分に応じた分担率を設定する必要があるため、県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例を改正する必要があるためでございます。

この別表の改正内容につきましては、新旧対照表の資料により説明させていただきます。 資料16ページをお願いいたします。

左の表が改正後、右の表が改正前となっております。

まずは、表の構成の変更について説明いたします。

右の改正前の表には、事業地区と事業年度の記載があり、地区と期間を限定したものとなっておりましたが、条例第2条には事業区分ごとに町の負担額に別表に定める分担率を乗じて得た額とするとなっていることから、今回の条例改正により事業地区と事業年度の記載を削除しまして、地区及び期間を限定しない表といたしております。これで今般の亀の甲ため池の整備事業のみでなく、今後、亀の甲ため池を含む町内の8つのため池も防災重点農業用ため池に指定されていることから、同様の県営のため池の整備事業を実施することになった場合にも適用ができることとなります。

また、事業区分につきましては、ため池整備事業及び令和3年度から新設された防災重点 農業用ため池緊急整備事業のそれぞれにおいて存在する地域条件により、国の補助率が異なる2つに区分されることから2段の表といたしております。

事業区分の記載につきましては、上段下段それぞれため池整備事業と防災重点農業用ため 池緊急整備事業の2つずつを記載しておりまして、図上段は通常の地域としての区分であり ます。下段につきましては、ため池整備事業の中で中山間地域に該当するもの、防災重点農 業用ため池緊急整備事業の中では、中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いものといっ た地域条件が付された区分でございます。

上段は、ため池が通常地域であり、国庫補助が50%の事業であることから、分担率は17分の7、下段はため池が中山間地域や緊急性が高い地域であることから、国庫補助55%の事業となり、分担率は8分の3としております。分担率の説明は、後ほど別の資料にて説明いたします。

続きまして、資料の17ページをお願いいたします。

今般の亀の甲ため池の設計費と工事費を合わせた概算の事業費にて条例の改正前と改正後の比較の試算を行った資料でございます。この資料の最初の1の試算が条例の別表の上段、次の2の試算が条例別表の下段のそれぞれにおける条例改正における分担金、いわゆる受益者負担の割合と額を条例の改正前と改正後において試算をいたしました。

1の試算は、ため池が通常の地域に存在する場合であり、亀の甲ため池の整備事業がこれまでのため池整備事業で分担率が条例改正前の50%であった場合、いわゆる2分の1であった場合、受益者の負担は約375万円と試算され、また条例改正後の分担率17分の7とした場合は、受益者の負担は約309万円に減額すると試算されます。

2の試算では、ため池が中山間地域や緊急性が高い地域に存在する場合の試算であり、亀の甲ため池の事業が、これまでのため池整備事業で分担率が条例改正前の50%だった場合、 受益者の負担は約265万円と試算され、また条例改正後の分担率8分の3とした場合は、受益者の負担は約198万円に減額すると試算されます。

よって、亀の甲ため池の整備においての分担金は、昨年の時点で約375万円と試算されていたものが、新たな事業への切替えとこの条例改正によりまして約198万円に減額されることとなります。

最後のところの参考につきましては、直近の事例として、平成19年度から平成22年度に実施しました本桜地区の実績でございます。参考として記載させていただきました。

次に、追加資料の1ページをお願いいたします。

この資料は、町内の8つのため池がどう該当するかを示したものです。上から3段目の欄は、現在全て該当がない状況でありますが、現在、町が県へ申請中の棚田法の地域指定が承認された場合には、棚田法指定地域は中山間地域とみなされますので、今後この欄に該当が出てくる可能性はございます。

では、分担率の説明をさせていただきます。

追加資料の2ページをお願いします。

分担率をこれまで2分の1ずつ、それぞれ17分の7、8分の3とした理由を説明した資料でございます。1の通常地域では、国が50%、県が33%の補助で、町と受益者の負担は合わせて17%であり、これまでの2分の1の分担率では、町8.5%と受益者8.5%の負担だったところを町が1.5%かさ上げし10%の負担とし、受益者を7%に減じたものです。これによりまして、受益者の負担は17分の7となります。

また、2の中山間や緊急性が高い地域では、国が55%に上がりまして、県が33%の補助で合わせまして、町と受益者の負担を合わせて12%となり、これまでの2分の1の分担率では、町6.5%と受益者6.5%の負担であったところを、町が1.5%かさ上げし、7.5%の負担とし、受益者4.5%に減じたものであります。

これによりまして、受益者の負担、分担率は8分の3となります。

かさ上げ1.5%の根拠としましては、近年国が50%から55%へ、県が30%から33%へ、1 割かさ上げを行っている背景がありまして、町としてもかさ上げを検討したところ、約2割 のかさ上げである1.5%のかさ上げとしたところでございます。 最後に、参考資料の3ページをお願いします。

これは町内の8つのため池の法による位置づけと管理状況をお示ししたものでございます。 ため池の維持管理につきましては、ため池新法やため池特措法の制定、それに関した制度 事業の拡充が行われています。町内の8つのため池は、全て防災重点農業用ため池に指定さ れております。また、水利権を放棄された南田のため池を除き、地元で管理をされている状 況でございます。

管理に当たっては、草刈り等の作業の日当を支払っているところは4つのため池で、その うち2つは多面的事業や中山間事業を活用されている状況でございます。御参考までにお示 しをしたところでございます。

施行目につきましては、公布の日からの施行としております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 〇議長 (重松一徳君)

次に、議案第23号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

#### 〇建設課長(古賀 浩君)

議案書8ページをお願いいたします。

議案第23号 基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について詳細説明を いたします。

資料、議案補正予算関係の18ページ、19ページに新旧対照表を載せております。

昨年の一時期に町営駐車場に不法な改造車が駐車したことから、町営駐車場を管理する上で駐車できないものを明確にすることで、駐車場の適正な管理を図るために駐車の制限第4条を加えます。駐車場の利用を禁止することができるものとして、1号、不法に改造された車両であるとき、2号、発火、引火又は爆発のおそれがある物品を積載しているときなど、5号までに制限内容を規定し、6号には前各号に掲げるもののほか、他の利用者及び管理に支障を及ぼすおそれがあるときと規定をしております。

また、第4条を加えることで生ずる条ずれに対し、1条ずつ繰り下げて改正をしております。

附則、この条例は公布の日から施行することとしております。

資料追加分、4ページから6ページに基山町営駐車場使用契約書(案)を添付しておりま

すので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。御審議賜わり御可決いただきますようお願いを申し上げます。

### 〇議長 (重松一徳君)

次に、議案第24号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

### 〇財政課長 (平野裕志君)

議案書9ページをお願いいたします。

議案第24号 令和3年度基山町一般会計補正予算(第3号)について説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ 2 億612万6,000円を追加し、 予算総額を75億3,269万8,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、14款. 国庫支出金に1億950万9,000円、18款. 繰入金に4,70 5万7,000円、21款. 町債に3,940万円の増額をお願いしております。

11ページと12ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款. 総務費に6,569万2,000円、3款. 民生費に1,988万円、4款. 衛生費に4,151万円、7款. 商工費に1,492万4,000円、10款. 教育費に6,661万2,000円の増額をお願いし、14款. 予備費を171万3,000円増額して調整を図らせていただいております。

13ページをお願いいたします。

第2表. 地方債補正でございます。

まず、追加分でございますが、交通安全対策事業1,050万円の設定をお願いしております。 町道長野1号線及び長野2号線の水路蓋がけ、区画線、カラー舗装など交通安全対策を行う ものでございます。

次の農村地域防災減災事業は、亀の甲ため池の整備事業負担金に係るもので20万円の設定 をお願いしております。

次に、学校教育施設等整備事業として2,830万円の設定をお願いしております。教室数を 増やすための基山小学校校舎大規模改造事業に係るものでございます。

次に、変更分でございます。

道路整備事業は、三国・丸林線道路改良や町道舗装補修事業などに係るものですが、国庫 金の交付額内示に伴う事業費の減により50万円の減額をお願いしております。

次の地方創生基盤整備事業は、城戸1号線道路改良に係るもので、国庫金の交付額内示に 伴う事業費の増により90万円の増額をお願いしております。

それでは、内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

4ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、2目. 衛生費国庫負担金、1節. 保健衛生費負担金に新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,621万3,000円の増額をお願いしております。ワクチン接種の業務委託に係るものでございます。

5ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、2節. 児童福祉費補助金では、低所得の子育て世帯への支援のための子育て世帯生活支援特別給付事業に係る事業費補助金及び事務費補助金をそれぞれ1,445万円、162万円の追加をお願いしております。

次に、2目. 衛生費国庫補助金、1節. 保健衛生費補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金2,469万円の増額をお願いしております。ワクチン接種の体制確保に係るものでございます。

次に、3目. 土木費国庫補助金、1節. 道路橋梁費補助金では、交付額内示に伴い、社会 資本整備総合交付金445万1,000円の減額をお願いしております。

次に、4目. 教育費国庫補助金、1節. 小学校費補助金では、基山小学校の校舎大規模改造事業に係る学校施設環境改善交付金1,921万7,000円の追加をお願いしております。

8目.総務費国庫補助金、1節.総務費補助金に地方創生推進交付金2,180万円の増額をお願いしております。「恋人の聖地」デジタル・シティプロモーション事業の採択及び「恋人の聖地」観光誘客事業による地域活性化事業の増額に伴うものが2,089万8,000円、城戸1号線道路改良に係るものが90万2,000円となっております。

次の社会資本整備総合交付金(防災・安全)は、町道長野1号線及び長野2号線の交通安全対策を行うためのもので1,430万円の追加をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、2項. 県補助金、2目. 民生費県補助金、2節. 児童福祉費補助金に認

可外保育施設保育対策総合支援事業費補助金106万9,000円の追加をお願いしております。新型コロナウイルス感染症予防のための認可外保育施設の環境整備に係るものでございます。

8ページをお願いいたします。

18款.繰入金、1項.基金繰入金、2目1節.財政調整基金繰入金に300万円の減額、10目1節.ふるさと応援寄附基金繰入金では、4,899万円の増額をお願いしております。ふるさと応援寄附基金の充当につきましては、議案資料の22ページに充当事業一覧を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、13目1節. 森林環境剰余税基金繰入金でも事業への活用のため106万7,000円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、5項3目2節. 雑入に収入未済で前年度からの繰越しとなった障害児入所給付費等過年度返還金754万3,000円の追加をお願いしております。

11ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、第2表. 地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。補正額といたしましては、合計で3,940万円の増額をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

歳出、12ページ以降では、2節. 給料、3節. 職員手当と4節. 共済費につきましては、 4月の人事異動によるものがほとんどでございます。

14ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、5目. 財産管理費、10節. 需用費に庁舎空調設備の修繕料1,100万円の増額をお願いしております。

次に、6目. 企画費、15ページをお願いいたします。12節. 委託料に多様な地域資源を活用したきやまTV業務委託料550万円の追加をお願いしております。基山町の魅力をPRする動画作成などに係るものでございます。

次のマスメディアを活用したシティプロモーション業務委託料は、町の知名度向上や誘客拡大などを図るためのもので、750万8,000円の追加をお願いしております。

18節. 負担金補助及び交付金では、参画市町村シティプロモーション共同基盤事業負担金 500万円の追加をお願いしております。参画18団体が共同活用するプラットフォームや共同 制作物等の整備に係るものでございます。 16ページをお願いいたします。

7目. 交通安全対策費では、町道長野1号線及び長野2号線の交通安全対策を行うための 測量設計業務委託料501万6,000円及び交通安全施設工事2,248万9,000円の追加をお願いして おります。

次に、15目. 広報情報費、12節. 委託料に、LINEアカウント機能拡充業務委託料386万6,00円の追加をお願いしております。一般の方々が基山町のLINE等に情報発信や投稿ができる環境整備を図るものでございます。

20ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、6目. 障害者福祉費、19節. 扶助費に重度心身障害者 医療費助成費122万4,000円の増額をお願いしております。制度改正による助成対象の拡大に 伴う増額見込みによるものでございます。

21ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費、12節. 委託料では、子育て世帯生活支援特別 給付金事業に係るシステム改修業務委託料135万9,000円、18節. 負担金補助及び交付金では 給付金1,445万円の追加をお願いしております。対象児童1人当たり5万円、289名を見込ん でおります。

22ページをお願いいたします。

5目.保育対策費、18節.負担金補助及び交付金に認可外保育施設保育対策総合支援事業 費補助金106万9,000円の追加をお願いしております。新型コロナウイルス感染症予防のため の認可外保育施設の環境整備に係るものでございます。

23ページをお願いいたします。

4款.衛生費、1目.保健衛生費、2目.予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予算の増額をお願いしております。3節.職員手当等に時間外勤務手当803万3,000円、7節.報償費に個別接種医療機関への謝礼として140万円、10節.需用費に消耗品費176万9,000円、12節.委託料にコールセンター運営業務委託料100万円、接種業務委託料2,663万2,00円など、合計で4,090万3,000円の増額をお願いしております。

24ページをお願いいたします。

4 目. 健康増進費、12節. 委託料に健康に対する意識啓発推進業務委託料100万円の追加 をお願いしております。特定健診レセプト等の経年分析などを行い、健康増進の意識づけを 図るものでございます。

26ページをお願いいたします。

6款.農林水産業費、2項.林業費、3項.森林環境譲与税基金費、12節.委託料に森林調査業務委託料106万7,000円の追加をお願いしております。間伐が必要な箇所の特定を行うためのものでございます。

27ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、2目. 観光費、12節. 委託料に散策コースマップ作成業務委託料100万円、町内の魅力を紹介し、実際に体験してもらうためのきやま留学業務委託料376万2,000円及び魅力発見周遊業務委託料381万円の追加をお願いしております。

28ページをお願いいたします。

8款. 土木費、1項. 土木管理費、1目. 土木総務費、1節. 報酬、公共工事計画室の事業推進を図るため会計年度任用職員報酬179万9,000円の追加をお願いしております。

29ページをお願いいたします。

2項. 道路橋梁費、2目. 道路新設改良費では、国庫金の交付額内示に伴い事業費の組替えを行うものでございます。12節. 委託料では橋梁点検委託料192万1,000円の減額、14節. 工事請負費では、町道舗装補修工事388万円の減額、三国・丸林線道路改良工事を345万7,000円の減額、城戸1号線道路改良工事を180万7,000円の増額、合計で553万円の減額をお願いしております。

30ページをお願いいたします。

18節. 負担金補助及び交付金では、JRへの跨線橋橋梁点検事業負担金に304万9,000円の増額、21節. 補償補塡及び賠償金では、佐賀東部水道企業団への三国・丸林線道路改良に伴う物件等移転補償費として120万円の追加をお願いしております。

35ページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費では、校舎大規模改造事業の予算として、12節. 委託料に実施設計・監理業務委託料496万4,000円、14節. 工事請負費に5,855万3,000円など、合計で6,435万3,000円の追加をお願いしております。

36ページをお願いいたします。

4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費、12節. 委託料にキャンプ場運営改善業務委託料100万円の追加をお願いしております。運営上の改善点や改良点の提案を受けるためのも

のでございます。

38ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回、171万3,000円を増額し、調整を図らせていただいております。なお、「恋人の聖地」デジタル・シティプロモーション事業につきましては、額の大きいものをかいつまんで申し上げましたが、議案資料の24ページから37ページに一覧及び事業説明書を掲載いたしておりますので、後でお目通しをお願いいたします。

以上で令和3年度基山町一般会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。 よろしく御審議賜わりますようお願い申し上げます。

#### 〇議長(重松一徳君)

次に、議案第25号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

#### 〇福祉課長(吉田茂喜君)

議案書の14ページをお願いいたします。

議案第25号 令和3年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも35万3,000円の増額をお願いいたしまして、 総額を20億2,617万3,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、基山町国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款1項1目の一般会計繰入金でございますが、職員給与費と繰入金で35万3,000円の増額をお願いしております。こちらは人事異動等に伴う人件費分でございます。

続きまして、歳出でございます。

4ページをお願いいたします。

1款1項1目.一般管理費、2節、3節、4節につきまして、人事異動に伴う人件費分の 補正でございます。

詳細説明につきましては以上でございます。よろしく御審議賜わりますようお願い申し上 げます。

#### 〇議長 (重松一徳君)

次に、議案第26号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

### 〇建設課長(古賀 浩君)

議案書17ページをお願いいたします。

議案第26号 令和3年度基山町下水道事業会計補正予算(第1号)について詳細説明をさせていただきます。

説明では、議案により説明し、内訳を基山町下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画 兼事項別明細書により説明をいたします。

第2条、業務の予定量、令和3年度基山町下水道事業会計予算(第2条)に定めた業務の 予定量を改めます。主要な建設改良事業、工事請負費、5,183万4,000円を追加し、計の2億 1,719万1,000円といたします。

第3条、基山町下水道事業会計予算(第3条)に定めた収益的支出の予定額の補正をお願いいたします。収益的支出では、第1款.下水道事業費用105万1,000円の減額をお願いし、計で4億1,037万1,000円といたします。

第4条、令和3年度基山町下水道事業会計予算第4条本文括弧書中「157,062千円」を「1 71,394千円」に改め、第4条に定めた資本的支出の予定額の補正をお願いいたします。

資本的収入では、第1款. 資本的収入を5,904万3,000円の増額をお願いし、これで資本的収入では3億7,433万7,000円といたします。

資本的支出では、第1款. 資本的支出7,337万5,000円の増額をお願いし、これで資本的支出では5億4,573万1,000円といたします。

補正の内容につきましては、令和3年度基山町下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画兼事項別明細書にて主なものを説明いたします。

実施計画兼事項別明細書5ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款.下水道事業費用、2項.営業外費用、1目.支払利息、企業債利息を150万1,000円の減額をお願いします。これは利率の変動による企業債利息の見込みによる減額でございます。

6ページをお願いいたします。

次に、資本的収入でございます。

1款. 資本的収入、1項. 企業債、1目. 建設改良企業債2,800万円の増額をお願いし、

これは建設改良費に係る国庫補助金の配分増に伴う企業債の増額でございます。

2項1目. 国庫補助金3,104万3,000円の増額をお願いし、内容では建設改良費に係る国庫 補助金の配分増によるものでございます。

次に、資本的支出でございます。

7ページをお願いいたします。

1款.資本的支出、1項.建設改良費、1目.下水道整備費、委託料2,085万2,000円の増額をお願いします。これは今後建設を行いますポンプ場までの第2号幹線管の実施設計費に関わる増額でございます。工事請負費5,183万4,000円の増額をお願いし、これは今後建設を行いますポンプ場までの第2号幹線管一部の工事請負に関わる増額でございます。

1 款. 資本的支出、2項. 企業債償還金、1目. 企業債償還金、利率の変動により68万9,000円の増額をお願いしております。今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を7,187万4,000円の増額をお願いし、現計予算と合わせた総額9億5,610万2,000円とするものです。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議 賜わりますよう、御可決いただきますようお願いを申し上げます。

#### 〇議長(重松一徳君)

次に、報告第2号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

#### 〇財政課長 (平野裕志君)

議案書19ページをお願いいたします。

報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

令和2年度基山町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和3年度に繰越し をしておりますので、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

20ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

本年第1回定例会におきまして、繰越明許費の設定をお願いしておりました18事業のうち 14事業の繰越しを行っており、20ページから22ページにかけて事業ごとに繰越額とその財源 内訳を表記させていただいております。

なお、議案資料の44ページと45ページに事業ごとの進捗状況を掲載いたしておりますので、

後ほどお目通しをお願いいたします。

以上報告とさせていただきます。

#### 〇議長(重松一徳君)

次に、報告第3号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

#### 〇財政課長 (平野裕志君)

議案書23ページをお願いいたします。

報告第3号 基山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

令和2年度基山町一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の経費を令和3年度に繰越し をしておりますので、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

24ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書でございます。令和2年災林道施設災害復旧事業岩坪線工事(2号箇所)のうち令和元年度繰越明許費分について、右側の説明欄に記載しておりますとおり、令和元年の被災箇所が令和2年の豪雨により増破したため、年度内の工事完了ができないため事故繰越しをしております。

なお、議案資料の45ページに進捗状況を掲載いたしておりますので、こちらのほうも後ほどお目通しをお願いいたします。

以上報告とさせていただきます。

#### 〇議長(重松一徳君)

次に、報告第4号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

### 〇建設課長(古賀 浩君)

議案書25ページをお願いいたします。

報告第4号 基山町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について詳細説明をいたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和2年度基山町下水道事業会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和3年度に繰り越しましたので、繰越計算書の別紙のと おり報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、予算の繰越しは管理者が年度末に決定を行 うとされております。 内容では、1款.資本的支出、1項.建設改良費でございます。

議案書26ページ、繰越計算書の財源内訳をお願いいたします。

事業名、社会資本整備総合交付金事業の下水道事業及び実松川河川改修工事に伴う下水道施設の移設事業を繰り越しております。進捗状況では、基山ニュータウン処理場非常用自家発電設備更新工事では40%を進捗、下水道汚水管築造工事では6月下旬に工事発注を予定しております。実松川河川改修工事に伴う下水道施設の移設では、河川事業者である佐賀県と移設工事を実施するに当たり協議を現在進めております。

以上で詳細説明を終わります。

#### 〇議長(重松一徳君)

次に、報告第5号の詳細説明を求めます。山田定住促進課長。

#### 〇定住促進課長(山田 恵君)

報告第5号 基山町土地開発公社の事業報告について御説明をさせていただきます。

説明につきましては、報告第5号資料により御説明させていただきます。

報告内容につきましては、要点のみを申し上げますので、御了承のほどよろしくお願いい たします。

まず、2ページをお願いいたします。

今年度、理事の改選期に当たりましたので、理事長と副理事長の選出を議題とし、酒井理事が理事長、山本理事が副理事長となりました。

次に、4ページでございます。

令和2年度においては、用地の買収及び売却はございませんでした。また、理事会の開催 状況及び庶務に関する事項につきましては、5ページ以降に記載のとおりでございますので、 後ほどお目通しください。

次に、9ページ、令和2年度基山町土地開発公社の決算についてでございます。

9ページの1、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございますが、決算の額の合計は2,723円で、これは事業外収益の受取 利息でございます。

支出の部におきましては、決算額の合計が7万2,850円となっており、これは販売費及び 一般管理費でございます。

10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましては、収入の部、支出の部ともにゼロとなっております。 次に、11ページでございます。

令和2年度の損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費が7万2,850円、4の事業外収益は受取利息2,723円となっております。1の事業収益と4の事業外収益を加算した額から、2の事業原価、3の販売費及び一般管理費、5の事業外費用を差し引きますと、今回の当期損失は7万127円となります。 次に、12ページ、令和2年度貸借対照表でございます。

資産の部について、流動資産として預金、未収利息及び公有用地の計4,261万2,889円、固定資産として器具備品と減価償却累計額の計が1円となっており、資産の合計は4,261万2,8 90円となっております。

次に、13ページ、負債の部はございません。

次に、14ページでございます。

資本の部は、基本金150万円と準備金4,111万2,890円を合わせた資本合計が4,261万2,890円となり、負債資本合計が4,261万2,890円となっております。

次に、15ページでございます。

令和2年度キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、事業活動、投資活動、財務 活動によるキャッシュ・フローの結果として、現金及び現金同等物の増加額及び減少額を計 算し、それを期首残高に加えたものが期末残高となっております。

事業活動によるキャッシュ・フローは7万127円の減少となっております。

固定資産の取得及び売却はありませんでしたので、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。また、借入れや返済に係る現金の出入りもありませんでしたので、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

令和2年度の現金及び現金同等物について7万127円の減少となっており、令和3年3月3 1日現在の現金及び現金同等物期末残高は4,261万2,889円となっております。

次に、16ページでございます。

これは、令和3年3月31日現在における基山町土地開発公社財産目録でございます。

まず、1、流動資産につきましては、普通預金111万2,889円、定期預金4,150万円、未収利息と公有用地はございませんので、流動資産の計は4,261万2,889円でございます。

次に、2、固定資産の計が1円でございますので、資産合計は4,261万2,890円となってお

ります。

次に、3、流動負債、4、固定負債はゼロ円となっており、5、基本金が150万円でありますので、6、差引純資産は4,111万2,890円となっております。

次に、17ページでございます。

令和2年度監査報告書でございますが、令和3年4月16日、当役場会議室におきまして、 令和2年度の基山町土地開発公社の財産の状況及び理事業務の執行状況について監査が実施 され、監事より監査報告書を頂いております。

なお、18ページ以降は関係資料でございますので、後ほど御覧いただければと思います。 以上をもちまして、基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

### 〇議長(重松一徳君)

本日の会議は、以上をもちまして散会とします。

~午前11時30分 散会~